

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

自己株取得のみなし配当

Q : 自己株を取得した場合のみなし配当の計算が改正されたそうですが、どのようになったのですか？

A : 資本金等の額がマイナスの場合には、資本金等の額はゼロとして計算することが明らかにされました。

【解説】

自己株式を取得した場合には、みなし配当がかかる場合があります、その場合には、次の算式によってみなし配当の額を計算することとなっています。

みなし配当 = 交付を受け - 所有株式に対する金銭の額 応ずる資本金等の額 (A)

$$(A) = (B) \div (C) \times (D)$$

B: 自己株式の取得等直前の資本金等の額

C: 自己株式の取得等直前の発行済株式数

D: 自己株式の取得直前に有していた自己株式の取得等に係る株式等

この算式をみるとわかるように、(A)の額がマイナスの場合には、交付を受けた金銭等の額を上回るみなし配当が計算されてしまうというおかしな結果となり、源泉税等の取扱いをするうえで疑義が生じていました。そこで今回の改正では、この点を明らかにし、取得等直前の資本金等の額がマイナスの場合には、ゼロとして取り扱うとすることが明らかにされたわけです。

